

共同利用契約書

株式会社社会議室コンシェルジュ(以下「甲」とする。)の設置運営する共同保育所の利用を希望する事業所(以下「乙」とする。)は共同保育所について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第一条

この協定は、甲の設置する共同保育所の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(共同利用保育所の所在地及び名称)

第二条

甲が設置・運営する企業主導型保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名称: **ぽかぽか保育園 高倉園**(以下、「本保育施設」という。)

所在地: **東京都八王子市高倉町49-3 コープみらい高倉テナント棟1F**

(2)名称: **ぽかぽか保育園 大和田園**(以下、「本保育施設」という。)

所在地: **東京都八王子市大和田町5-8-11**

(3)名称: **ぽかぽか保育園 豊田園**(以下、「本保育施設」という。)

所在地: **東京都日野市豊田3-32-30 フォルトゥーナ1F**

尚、本契約で上記3園との共同利用契約を有効とする。

(共同利用保育所の設置目的及び利用者)

第三条

本保育施設は、福利厚生を目的とする甲及び甲と共同利用契約を締結した企業の従業員が利用できる従業員枠の他、地域枠を設けるものとする。

(1)乙が利用できる従業員枠は1名とする。ただし、定員状況により受け入れができない場合もある。

(保育所の設置及び運営)

第四条

本保育施設は甲が設置及び運営を行い、その運営会社は株式会社社会議室コンシェルジュ(所在地:東京都中央区日本橋兜町12-7 兜町第3ビル 5F、代表取締役 崎山信夫)とする。

(1)本従業員枠の共同利用に係る企業負担額はないものとする。

(2)甲は、児童福祉法をはじめとする各種法令及び基準等を遵守すると共に、行政の指示に従い運営を行うものとする。

(利用方法)

第五条

本保育施設の利用申込は乙の従業員枠を利用する従業員(以下「利用者」という。)から甲に行う。利用内容及び保育料は利用者と甲の協議のうえ決定する。

(保育料)

第六条

保育サービスにかかる料金等(以下「保育料」という)は、保育サービスの利用内容に基づき、甲と利用者で協議のうえ決定する。当該保育料は、当該利用者が全額負担するものとし、甲は個別に利用者へ請求、収受するものとする。万一、利用者の保育料未納等が発生した場合も、甲は乙に対し、当該未納保育料の請求を行わないものとする。

種類	通常保育 7:30~18:30					
	0歳児	1.2歳児	3歳児無償化		4.5歳児無償化	
			八王子市内	市外	八王子市内	市外
週4(平日のみ)	28,000円	25,000円	0円	0円	0円	0円
週5(平日のみ)	30,000円	27,000円	0円	0円	0円	0円
週6	40,000円	37,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
週7	55,000円	52,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

(秘密保持)

第七条

甲及び乙は、本契約に際して知り得た双方の技術上、営業上、及び個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守するものとし、本契約有効期間中のみならず本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示・漏洩しないものとする。

(免責)

第八条

利用者の本保育施設の利用にあたって、事故・トラブル等が発生した場合は、甲と利用者間で協議・解決するものとし、乙は何らの責任及び債務を負わないものとする。

(2) 甲の責に帰すべき事由により利用者の児童の生命、身体又は財産に損害が生じた場合には当園が加入する賠償責任保険の範囲内で保護者に対し損害を賠償する。

(契約期間)

第九条

本契約の有効期間は契約締結日から1年間有効とする。(2024年2月1日から2025年1月31日までとする。)
ただし、期間満了前の1か月前迄に甲、乙両者において本契約の継続に異議のないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(反社会的勢力の排除)

第十条

甲及び乙は、自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。

(1) 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して相手方に対して暴力的な要求や法的な責任を超えた不当な要求といった違法行為は行わないことを確約する。

(2)甲及び乙は、相手方が前項の定め反したときは、相手方に対して損害賠償義務を負うことなく、何等の催告なしにただちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

(協議事項)

第十一条

本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに協議・決定するものとする。

(所轄管轄)

第十二条

本契約に係る係争に関する管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

以上、本契約を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所:東京都八王子市高倉町49-3

コープみらい高倉テント棟1F

会社名:株式会社社会議室コンシェルジュ ぽかぽか保育園

代表者:園長 加藤 菜穂

印

乙 住所:

会社名:

代表者:

印